

大阪市告示第489号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項の規定により、大阪市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を次のとおり変更することについて大阪府知事の同意を得たので、同条第6項の規定により公告する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第1 本構想について</p> <p>本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「<u>基盤法</u>」という。）第6条の規定に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として、本市が今後10年間において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするために「大阪府農業経営基盤強化促進基本方針」（令和6年1月26日改正）に即して策定します。</p> <p>なお、本構想では、<u>基盤法</u>第6条第2項各号に掲げる事項（目次の第2～第6）を定めるものとし、都市農業の振興及び都市農地の保全については、「大阪市都市農業振興基本計画（平成</p>	<p>第1 本構想について</p> <p>本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「<u>促進法</u>」という。）第6条の規定に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として、本市が今後10年間において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするために「大阪府農業経営基盤強化促進基本方針」（令和5年6月30日改正）に即して策定します。</p> <p>なお、本構想では、<u>促進法</u>第6条第2項各号に掲げる事項（目次の第2～第6）を定めるものとし、都市農業の振興及び都市農地の保全については、「大阪市都市農業振興基本計画（平成</p>

30年6月策定)」に基づき取り組みます。

第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

[1 略]

2 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、基盤法に基づき、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業者又は組織経営体を作成した農業経営改善計画の実現を支援することで、効率的かつ安定的な農業経営者を育成します。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざす農業者が、地域における他産業従事者並の年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり550万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、こうした水準を達成した農業経営者が本市農業生産の相当部

30年6月策定)」に基づき取り組みます。

第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

[1 同左]

2 [同左]

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、促進法に基づき、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業者又は組織経営体を作成した農業経営改善計画を認定することで、効率的かつ安定的な農業経営者を育成・支援します。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざす農業者が、地域における他産業従事者並の年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり600万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、こうした水準を達成した農業経営者が本市農業生産の

分を担うことをめざします。

[3 略]

[4 略]

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示す次のとおりです。

1 営農類型ごとの経営規模の指標

【個別経営体】

営農類型	経営面積 (a)	[略]
[略]	[略]	[略]
花き+野菜	70 a	[略]

[略]

[表 略]

[2 略]

第4 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業

相当部分を担うことをめざします。

[3 同左]

[4 同左]

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

[同左]

1 [同左]

【個別経営体】

[同左]	経営面積 (a)	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	80 a	[同左]

[同左]

[表 同左]

[2 同左]

第4 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業

経営の指標

[(1) 略]

[(2) 略]

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第2の2に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とします。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得220万円とし、労働時間を1,600時間以上とします。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第3に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とします。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標は本構想第3に掲げる指標に準ずることとします。

第5 第3及び第4に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事

[略]

経営の指標

[(1) 同左]

[(2) 同左]

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第2の2に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とします。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得250万円とし、労働時間を1,600時間以上とします。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第3に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とします。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標は本構想第3に掲げる指標に準ずることとします。

第5 第3及び第4に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事

[同左]

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する 事項 [略]	第6 農業経営基盤強化促進事業に関する 事項 [同左]
第7 農地中間管理事業に関する事項 [略]	第7 農地中間管理事業に関する事項 [同左]
第8 地域計画に関する事項 [略]	第8 地域計画に関する事項 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この基本構想は、令和6年3月29日から施行する。

(経済戦略局産業振興部産業振興課)